

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年3月13日（令和7年（行情）諮問第368号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第267号）

事件名：「訓練資料 潜望鏡操法」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「訓練資料 潜望鏡操法（海上自衛隊訓練資料第284号）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月5日付け防官文第17409号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「「潜望鏡操法」。＊ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成30年11月5日付け防官文第17409号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要し

たものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年3月13日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月18日   | 審議            |
| ④ 令和8年6月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

当該不開示部分には、潜望鏡の操法等並びに構造及び機能に関する具体的かつ詳細な情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力、練度及び装備品の能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると

行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約 6 年 3 か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別表（不開示とした部分及び理由）

| 不開示とした部分                                |                                                                               | 不開示とした理由                                                                                                                          |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 枚目                                    | 目次の一部                                                                         | 自衛隊の運用及び装備品の機能等に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の能力、練度及び装備品の能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| 1 頁                                     | 第1章第1節の1102の一部                                                                |                                                                                                                                   |
| 2 頁ないし4 頁                               | 第1章第2節の1201の一部                                                                |                                                                                                                                   |
| 5 頁、7 頁、8 頁、10 頁及び11 頁                  | 第2章第1節の2111、2115、表21-2、図21-1及び2123ないし2126のそれぞれ一部                              |                                                                                                                                   |
| 13 頁ないし27 頁                             | 第2章第2節の2212、2214ないし2216及び2221のそれぞれ一部、2222ないし2226のそれぞれ全て並びに2231ないし2235のそれぞれ一部  |                                                                                                                                   |
| 28 頁、29 頁、32 頁ないし37 頁、39 頁及び41 頁ないし45 頁 | 第2章第3節の2311ないし2322、表23-1、表23-2、2323、表23-3、2324及び2325のそれぞれ一部、2331の全て並びに2341の一部 |                                                                                                                                   |
| 47 頁                                    | 第2章第4節の2401の一部                                                                |                                                                                                                                   |
| 48 頁                                    | 第3章第1節の表31-1の一部                                                               |                                                                                                                                   |
| 49 頁ないし53 頁及び55 頁                       | 第3章第2節の項目名の一部、第3章第2節の3211の一部、3212ないし3214のそれぞれ全て、3222の全て並びに3224及び3225のそれぞれ一部   |                                                                                                                                   |

|                            |                                                                                                                    |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 57 頁ないし 61 頁               | 第 3 章第 3 節の項目名の一部、第 3 章第 3 節の 3311 の一部、3312 ないし 3314 のそれぞれ全て、3321 及び 3322 のそれぞれ一部、3323 の全て並びに 3324 及び 3325 のそれぞれ一部 |
| 66 頁及び 67 頁                | 第 4 章第 2 節の表 42－1 及び表 42－2 のそれぞれ一部                                                                                 |
| 69 頁                       | 第 4 章第 3 節の 4331 の一部                                                                                               |
| 71 頁ないし 84 頁               | 第 4 章第 4 節の 4422、4423、図 44－1 及び 4431 ないし 4433 のそれぞれ一部並びに 4434、図 44－2、図 44－3、4435、図 44－4、4436 及び図 44－5 のそれぞれ全て      |
| 86 頁ないし 88 頁               | 第 4 章第 5 節の 4523 の一部及び 4525 の全て                                                                                    |
| 89 頁ないし 93 頁               | 第 4 章第 6 節の 4602 の一部、表 46－1 及び表 46－2 のそれぞれ全て並びに表 46－3 の一部                                                          |
| 94 頁ないし 99 頁、101 頁及び 103 頁 | 第 5 章第 1 節の 5111、5116、表 51－1、図 51－1 ないし図 51－4、図 51－8 及び 5123 のそれぞれ一部                                               |

|                              |                                                                                                                                        |  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1 0 5 頁ないし 1 1 9 頁及び 1 2 1 頁 | 第 5 章第 2 節の 5 2 1 4 ないし 5 2 1 6 及び 5 2 2 1 のそれぞれ一部、5 2 2 2 ないし 5 2 2 6 及び表 5 2 - 1 のそれぞれ全て、5 2 3 1 ないし 5 2 3 5 のそれぞれ一部並びに表 5 2 - 2 の全て |  |
| 1 2 3 頁ないし 1 2 6 頁           | 第 5 章第 3 節の 5 3 3 2 の一部                                                                                                                |  |
| 1 3 1 頁及び 1 3 2 頁            | 第 6 章第 2 節の表 6 2 - 1 及び表 6 2 - 2 のそれぞれ一部                                                                                               |  |
| 1 3 3 頁                      | 第 6 章第 3 節の 6 3 2 1 の一部                                                                                                                |  |
| 1 3 4 頁ないし 1 3 9 頁           | 第 6 章第 4 節の 6 4 3 3 の一部及び 6 4 3 4 ないし 6 4 3 6 のそれぞれ全て                                                                                  |  |
| 1 3 9 頁及び 1 4 0 頁            | 第 6 章第 5 節の 6 5 2 3 及び 6 5 2 5 のそれぞれ一部                                                                                                 |  |
| 1 4 1 頁及び 1 4 2 頁            | 第 6 章第 6 節の 6 6 0 2 の一部                                                                                                                |  |